

企業法 上級答練 第1回

(企業法) (満点 100点) {第2問とあわせ}
時間 2時間

第1問 (50点)

公開会社である甲株式会社（以下、「甲会社」という）は、種類株式発行会社でない監査役設置会社である。甲会社は、平成30年6月22日に定時株主総会（以下、「本件総会」という）を開催することを予定している。本件総会においては、① 剰余金配当の件、② 取締役選任の件、③ 取締役の報酬額改定の件が株主総会の目的である事項として定められている。甲会社は、本件総会に出席しない株主が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めておらず、また、株主提案権について定款に特別な定めを設けていないことを前提に、以下の各問に答えなさい。

問題 1 甲会社の総株主の議決権の1%を平成29年10月1日から有する株主Aは、平成30年5月22日において、「株式の併合の件」を本件総会の目的である事項としたいと考えている。この場合、Aは当該事項を本件総会の目的である事項として提案することができるか述べてよ。

問題 2 甲会社の総株主の議決権の1%を平成29年10月1日から有する株主Aは、Bを取締役に選任することを本件総会の場で議案として提案したいと考えている。この場合、Aは当該議案を提案することができるか述べてよ。

問題 3 甲会社において、招集の通知を發することなく本件総会を開催することができる場合について述べてよ。

(企業法) (満点 100 点) {第1問とあわせ
時 間 2時間}

第 2 問 (50 点)

乙株式会社（以下、「乙会社」という）は、指名委員会等および監査等委員会を置いていない株式会社である。この場合において、以下の各問に答えなさい。

問題 1 乙会社において監査役の設置が義務づけられる場合を述べよ。なお、監査役の定義について述べる必要はない。

問題 2 乙会社において社外監査役の設置が義務づけられる場合を述べよ。なお、社外監査役の定義について述べる必要はない。

問題 3 乙会社が監査役設置会社であることを前提に、監査役の業務監査権の範囲が取締役の職務執行の妥当性にまで及ぶかについて述べよ。

